

別記

情報セキュリティ要件

(セキュリティポリシー及び実施手順の遵守)

受託者は、庁舎内等県の管理領域で作業を行う場合、県が定めるセキュリティポリシー及び使用するシステムのセキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

(外部受託者の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定)

受託者は、責任者を定め、委託内容の範囲で情報を利用し、作業員及び作業場所を特定する。

(従業員に対する教育の実施)

受託者は、個人情報を知り得る役員および従業員（以下「従業員等」という。）その他名称の如何を問わず個人契約に従事する者に対して、秘密保持義務を負うことを周知徹底させるものとする。

また、受託者は従業員等の個人情報の取扱いについて、当該従業員等の在任・在職中はもとより退任・退職後もその責を負うものとする。

(県が提供した情報の目的外利用及び外部受託者以外の者への提供の禁止)

受託者は、県が提供した情報の目的外利用を行ってはならない。

また、受託者以外の者への提供を行ってはならない。

(業務上知り得た情報の守秘義務)

受託者は、本業務遂行上知り得た県の秘密に属する事項並びに本業務遂行結果を、第三者に漏洩又は開示してはならない。

また、受託者は、県の提供する資料のうち、特に県の指定するものについては、県の承認なく管理の場所を移動してはならない。

(再委託に関する制限事項の遵守)

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ県の承諾を得たときはこの限りではない。

県の許可を得て第三者に本業務の全部または一部を委託する場合、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

また、再委託先の過失であっても、受託者は本業務の履行に関わる責任を免れない。

(委託業務終了時の情報資産の返還、破棄等)

受託者は、県が委託する業務に必要な県の預託物件を、その預託の必要が消滅した後は、速やかに返却しなければならない。

また、県の指示により消去する場合には、受託者は消去した旨を報告しなければならない。

「預託の必要が消滅」とは、次の場合等に生じ、県に書面をもってその旨を通知するものとする。

- ・当該情報が業務遂行上不要となった場合
- ・個別契約が終了した場合
- ・県が要求する場合

(県による監査、検査)

県は、受託者に委託した業務の処理状況を把握するとともに、必要な指示を行うため、受託者の作業場に立入り検査することがある。

また、受託者は県の求めに応じ処理状況報告書の提出を行う。

(セキュリティポリシー等が遵守されなかった場合の規定)

1 事故報告

受託者は、県から委託を受けた業務に関し、第三者からの苦情や問合せを受けた場合、その他これに関連した事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、直ちにその旨を県に報告するものとする。

なお、第三者からの苦情や問合せについては、県の承諾なしにこれに回答してはならず、対応については県の指示に従う。

2 事故時の責任分担

受託者は、受託者の責任により生じた事故により県に対して何らかの訴え、異議、請求等がなされ、県により受託者に要請があった場合、受託者は事故の責任と費用において県に代って当該紛争を処理解決し、万一県に損害が発生した場合は、直ちに賠償の責に任ずる。

3 損害賠償

受託者は、受託業務の履行に関し県に損害を与えた場合、その賠償の責を負う。